

第15回やまなしで過ごす「山の日」絵画コンクール実施要領

(趣旨)

- 1 やまなしで過ごす「山の日」の、より一層の普及と浸透を図るとともに、次世代を担う子どもたちに故郷の豊かな山や森林の恩恵について理解を深めてもらうことを目的に、絵画コンクールを実施する。

(応募資格)

- 2 山梨県内の小学生及び中学生

(テーマ)

- 3 山や森林と人との関わりや交流の様子など、やまなしで過ごす「山の日」のコンセプトである「山に親しむ」「山に学ぶ」「山と生きる」にふさわしい内容とする。

(応募規格)

- 4 作品は、次の規格を厳守するものとする。
 - (1) 用紙は、八つ切り(約39cm×27cm)又はB4(約36cm×26cm)とする。
 - (2) 縦画、横画ともに可とする。
 - (3) 絵画中に文字(風景としての看板の文字等を除く)がある作品及び人物を描き入っていない作品については、審査対象とするが最優秀賞及び優秀賞に選出しない。
 - (4) 作品は、自作品で未発表のものに限る。
 - (5) 画材は、クレヨン・パス、水彩・アクリル等の絵の具(油絵の具を除く)とする。
 - (6) 応募票(コピー可)に必要な事項を明記し、用紙の裏に貼付することとする。

(応募方法)

- 5 応募方法は次のとおりとする。
 - (1) 学校経由での応募とし、学校ごと集計表をとりまとめ同封することとする。
 - (2) 応募作品はやまなしで過ごす「山の日」実行委員会事務局に郵送または持参する。
 - (3) 令和4年9月12日(月)を締め切りとする(郵送の場合は9月12日消印有効)。

(審査)

- 6 審査は、やまなしで過ごす「山の日」実行委員会が、美術専門家等で構成する審査会を設けて行う。

(発表及び表彰)

- 7 審査結果は、令和4年10月下旬頃までに各学校に連絡するほか、県ホームページ等を通じて公表する。

(表彰の種類及び点数)

- 8 小学校低学年の部、小学校高学年の部、中学校の部の3部門を設け、表彰作品には賞状と副賞を贈呈する。表彰の種類及び点数は次のとおり。

最優秀賞：1点 優秀賞：2点 入選：10点

(その他の事項)

- 9 入賞作品の著作権は主催者のものとなり、広報活動等に使用することがある。広報活動においては、原則的に作者の氏名表示を行う。また、応募作品は広報活動終了後、各学校宛てに返却する。